

## 令和5年第12回大野町農業委員会議事録

令和5年12月4日、大野町農業委員長 目加田 菊次は、第12回大野町農業委員会を大野町役場大会議室に召集した。その次第は次の通りである。

---

### 本日の会議に付した議案

- 報第20号 農地法第3条の3の規定による届出について
- 報第21号 農地法第18条の6の規定による届出について
- 議第41号 農地法第3条の規定による許可について
- 議第42号 農地法第5条の規定による許可について
- 議第43号 大野町地域の農業の振興に関する計画の変更について
- 議第44号 農業振興地域整備計画の変更について

---

### 出席農業委員（14名）

- |              |               |              |
|--------------|---------------|--------------|
| 1番 末守 吾郎 委員  | 2番 馬淵 徳次 委員   | 3番 内田 博人 委員  |
| 5番 河本 茂樹 委員  | 6番 見屋井 美栄子 委員 | 7番 河野 正和 委員  |
| 8番 目加田 菊次 委員 | 9番 林 和朗 委員    | 10番 山村 隆昌 委員 |
| 11番 野村 茂雄 委員 | 12番 加納 賢 委員   | 13番 清水 誠 委員  |
| 14番 國枝 治彦 委員 | 15番 飯沼 良一 委員  |              |

### 出席農地利用最適化推進委員（9名）

- |           |          |          |          |
|-----------|----------|----------|----------|
| 岡田 松榮 委員  | 林 竜彦 委員  | 渡邊 靖 委員  | 所 勝重 委員  |
| 久保田 静真 委員 | 内藤 昭宏 委員 | 河田 幸則 委員 | 小森 富雄 委員 |
| 田代 定 委員   |          |          |          |

### 欠席農地利用最適化推進委員（2名）

- |          |          |
|----------|----------|
| 野津 正明 委員 | 宮嶋 博幸 委員 |
|----------|----------|

### 本会議の職務のため出席した者の職・氏名

- |            |          |         |         |
|------------|----------|---------|---------|
| 事務局長 吉村 康弘 | 係長 高島 伸圭 | 係 田邊 貢一 | 係 若原 宏晃 |
|------------|----------|---------|---------|

(令和5年12月4日 午後3時00分開会)

○議長（目加田菊次会長）

皆様おはようございます。只今より農業委員会を開催いたします。本日推進委員の野津正明委員、宮嶋博幸委員から欠席届がでていますのでご報告させていただきます。それでは農業委員会憲章を唱和しますのでご起立をお願いします。

〔全員起立－農業委員会憲章唱和〕

○議長（目加田菊次会長）

ありがとうございました。ご着席ください。議事に入る前に、今回の議事録署名者を14番の國枝治彦委員、15番の飯沼良一委員にお願いしたいと思います。それでは報第20号について、事務局より説明願います。

〔係長高島伸圭 報第20号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

相続による農地の取得については許可申請が不要となっておりますが、農地法第3条の3の規定により、取得した農地がある市町村の農業委員会に遅滞なくその旨を届け出ることとなっております。

1番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。5筆で9,728㎡でございます。

2番の案件につきましては、父より農地を相続されたものであります。4筆で4,366㎡でございます。

報第20号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

(挙手するものなし)

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第20号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

それでは報第21号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 報第21号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地の賃借権の合意解約については許可不要となっておりますが、農地法第18条第6項の規定により、その旨を農業委員会に通知することとなっております。

1番でございます。所有者と耕作者の間で使用貸借権が設定されておりましたが、令和5年10月31日付で合意解約されたということで、通知されました。

2番と3番でございます。所有者と耕作者の間で岐阜県農畜産公社の転貸による貸借権が設定されておりましたが、令和5年11月30日付で合意解約されたということで、通知されました。

4番と5番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による貸借権が設定されておりましたが、令和5年11月30日付で合意解約されたということで、通知されました。

6番と7番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による貸借権が設定されておりましたが、令和5年12月27日付で合意解約されるということで、通知されました。

8番と9番でございます。所有者と耕作者の間でいび川農業協同組合の転貸による貸借権が設定されておりましたが、令和5年12月27日付で合意解約されるということで、通知されました。

報第21号については、以上でございます。

○議長（目加田菊次会長）

報告事項ではありますが、何かご質問があるかたはみえますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それではご質問等ないようですので、報第21号は終了させていただきます。

○議長（目加田菊次会長）

これより審議に入ります。それでは議第41号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第41号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第3条の規定により、農地の所有権を取得したり、賃借する場合は、農業委員会の許可を要することとなっております。

1番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は6,181㎡となります。担当推進委員は林委員でございます。

2番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）で農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は24,476㎡となります。担当推進委員は久保田委員でございます。

3番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は19,193㎡となります。担当推進委員は内藤委員でございます。

4番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は11,597㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

5番でございます。譲受人が譲渡人より経営面積拡大（売買）のため、農地を取得されるということで申請されました。農地取得後の譲受人の世帯経営面積は10,189.29㎡となります。担当推進委員は田代委員でございます。

議第41号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の1番の案件につきまして、担当委員であります林委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（林竜彦委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の2番の案件につきまして、担当委員であります久保田委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

事務局の説明どおりですが、今回の譲受人の所有農地に貸付地が含まれている状態で3条の全部効率利用要件を満たすのか。

○係（若原宏晃）

貸付地は農地の権利が耕作者に移るため全部効率利用許可要件の農地の対象となりません。よって今回の案件は、3条許可要件を満たします。また、今回の案件に関して補足させていただきたい部分があります。貸付地の利用権がすでに期間満了となっていましたので、貸付地は0㎡となりますので、議案の修正をお願いします。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の3番の案件につきまして、担当委員であります内藤委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（内藤昭宏委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の4番・5番の案件につきまして、担当委員であります田代委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（田代定委員）

事務局の説明どおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の1番から5番の案件につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（2番馬淵徳次委員）

1番の案件について、自宅の近くの農地で柿畑が一体に続いている農地の一部で、土地の所有者が高齢で今後耕作をするのが難しいということで申請があったと伺っております。今後も農地を管理できなくなる所有者が増えてくると思われますが、柿をやる農家も少なくなり今回のように農地を売買で取得するケースは少ないと思います。そのため、今後は近くで分譲地化が進んでいることでもありますので、宅地化するなどして遊休農地化しないようにする必要があるかもしれません。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

3番の案件について、土地の譲受人の住所が町外にあるが、今後耕作をどのように行う予定か。また、農地はどこにお持ちですか。

○係（若原宏晃）

所有農地については全て大野町にお持ちです。農業経営については譲受人が行う予定ですが、大野町に在住のご両親も世帯員として一緒に耕作を行う予定です。また、譲受人の大野町に所有している農地を全て確認したところ、全ての農地に関してしっかり管理しておりましたので耕作状況としては問題ないと思います。

○議長（目加田菊次会長）

議第41号の1番から5番の案件につきまして、他にご審議ございませんか。

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第41号の1番から5番の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは議第42号を議題と致します。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第42号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

農地法第5条の規定により、所有権の移転や賃貸借権等の設定を伴い、農地を転用する場合は、町長の許可を要することとなっており、さらに農業委員会としての意見を町長に送付することとなっております。

1番でございます。譲受人が、譲渡人より農地を購入し、建設業資材置場及び駐車場とするために申請されました。担当推進委員は所委員でございます。

議第42号については、以上でございます。ご審議の方よろしく申し上げます。

○議長（目加田菊次会長）

議第42号の1番の案件につきまして、担当委員であります所委員、補足説明をお願いします。

○農地利用最適化推進委員（所勝重委員）

事務局の説明とおりです。

○議長（目加田菊次会長）

議第42号の案件につきまして、ご審議ございませんか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。議第42号の案件について、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次の議題と致しますが、議第43号及び44号は重複する部分もございますので一括協議とさせていただきます。事務局より説明を求めます。

〔係長高島伸圭 議第43号及び44号の議案説明〕

○係長（高島伸圭）

議第43号につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第4条の5第27号におきまして、除外をするにあたり27号計画と呼ばれます、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付ける必要がございます。特定のエリア内の農地につきましては、農業用関連施設や農家住宅等の農業に資するものとして27号計画に位置付けられないと除外ができないこととなっております。今回の案件で該当するものはA-1地区の3番とA-2地区の2番から4番の4件、合計で2,744㎡でございます。

続きまして、議第34号につきましては、大野町全体を対象としました農業振興地域整備計画の変更であります。この中には先ほどご説明しました27号計画の案件も含まれます。こちらは全ての案件が対象となりまして、今年度は7件、合計で4,973㎡でございます。農振除外ができる基準としましては、6要件と呼ばれる条件を満たすこと、また27号計画に位置付けられているもの等でございます。

〔係長高島伸圭 6要件の詳細について説明〕

議第43号及び44号につきましては、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用の促進を図る観点から計画を策定する際、また変更をする際には農業委員会に意見聴取することとなっております。全体の案件については以上でございます。

個別案件について説明いたします。個別事業計画書をご覧ください。

A-1地区の1番の案件につきましては、一般個人住宅として申請されました。1筆で357㎡でございます。

A-1地区の2番の案件につきましては、飲食業駐車場として申請されました。1筆で1,315㎡でございます。

A-1地区の3番の案件につきましては、建設機械及び農業機械修理工場の増設として申請されました。1筆で1,671㎡の内475㎡でございます。こちらについては27号計画に位置付ける必要がある案件となります。農業に資するものと判断できる書類が揃っていない状況ですので、継続審議にしたいと思っております。

A-2地区の1番の案件につきましては、一般個人住宅として申請されました。2筆で557㎡でございます。

A-2地区の2番の案件につきましては、分家住宅として申請されました。1筆で1,156㎡



の内500㎡でございます。

A-2地区の3番の案件につきましては、観光農園の休憩所として申請されました。3筆で1,820㎡の内365㎡でございます。

A-2地区の4番の案件につきましては、ガソリンスタンドとして申請されました。。1筆で1,404㎡でございます。農地の利用計画が分かる書類が揃っていない状況ですので、継続審議にしたいと思います。

○議長（目加田菊次会長）

A-1、A-2地区につきまして、ご審議ございませんか。

○農業委員（10番山村隆昌委員）

A-1地区の1番の案件について、代替地に農振農用地外の土地があるがこちらの農地では駄目なのか。

○係長（高島伸圭）

こちらの土地は現在土地所有者の自宅の敷地として一体利用しているため、他の土地での申請となりました。

○農地利用最適化推進委員（久保田静真委員）

A-2地区の3番の案件について、第1種農地であるが農振除外の許可が可能なのか。

○係長（高島伸圭）

今回27号計画に基づいて農振除外の許可をさせていただきます。また、転用許可に関しては例外要件として地域間交流を図るために設置される施設というかたちで許可見込みとなっております。

○議長（目加田菊次会長）

他にご審議ございませんか。

○議長（目加田菊次会長）

ご質問もないようですのでお諮りいたします。

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A－1地区の1番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A－1地区の2番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A－1地区の3番の案件につきまして、継続審議とすることをお認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A－2地区の1番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A－2地区の2番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A-2地区の3番の案件につきまして、お認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、A-2地区の4番の案件につきまして、継続審議とすることをお認めいただける場合は挙手をお願いします。

（全員挙手）

○議長（目加田菊次会長）

以上で本日の案件は終了しましたが、他になにかございますか。

（挙手するものなし）

○議長（目加田菊次会長）

それでは、次回の農業委員会については1月5日9時より行います。よろしく願いいたします。

○農業委員（1番末守吾郎職務代理者）

本日はご多忙の中、第12回農業委員会にご出席いただきましてありがとうございます。これもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

本日の審議事項を明確にするため、会議録を作成する。

会長 目加田 菊次



委員 國枝 治彦



委員 飯沼 良一

